

長浜市告示第 87 号

長浜市に大学等と呼び込むフィールド化事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 3 月 25 日

長浜市長 浅見 宣義

長浜市に大学等と呼び込むフィールド化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市の地域資源の活用による地域振興及び地域課題の解決を目的として、市でフィールドワークを実施する大学等に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、長浜市補助金等交付規則（平成 18 年長浜市規則第 36 号。以下「規則」という。）及び長浜市市税等の滞納者に対する補助金交付等の制限に関する規則（平成 26 年長浜市規則第 17 号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) フィールドワーク 学生が市内において市民と接し、地域の実情の調査及び研究並びに資料収集を行うものをいう。
- (2) 大学等 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する高等専門学校、短期大学、専修学校若しくは大学又はこれらに類するものとして市長が認めた学校、機関等（これらが組織するゼミナールを含む。）をいう。

(補助事業)

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、大学等が行うフィールドワークとし、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 市における新たな価値創造又は地域課題解決につながる事業であること。
- (2) 事業主体が市外に所在する大学等であって、当該大学等の学生がフィールドワークを行うために市に 4 日以上滞在し、4 週間以上研究に取り組む事業であること。
- (3) 補助金の交付決定があった日の属する年度（以下「決定年度」という。）内に完了する事業であること。

(補助対象者)

第 4 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する補助事業を実施する大学等とする。

- (1) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けているものを除く。）でないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に掲げる

暴力団又はその利益となる活動を行う者ではないこと。

(3) 政治団体、宗教団体又はそれに類する団体でないこと。

(4) 補助金の交付申請時において、納期限が到来している市税及び国民健康保険料(税)に未納がないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表に掲げるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が国、地方公共団体その他公共的団体から補助対象経費に対して補助金等の交付を受ける場合は、同項に規定する補助対象経費から当該補助金等の額を減じて得た額を補助対象経費とする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の額に3分の2を乗じた額以下とし、1 補助事業当たりの上限額は500,000円とする。

2 1 補助事業当たりの各区分の上限額は、旅費1人につき17,000円、宿泊費1人につき1泊2,000円、活動費1事業につき100,000円とする。

3 補助金の交付は、当該決定年度内において、同一補助対象者に対して1回限りとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、長浜市に大学等と呼び込むフィールド化事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、補助事業を実施する日までに市長に提出しなければならない。

(1) フィールドワーク計画書(様式第2号)

(2) フィールドワーク参加者名簿(様式第3号)

(3) 収支予算書(様式第4号)

(4) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 規則第7条第1項の規定による通知は、長浜市に大学等と呼び込むフィールド化事業補助金交付決定通知書(様式第5号)によるものとする。

2 規則第7条第2項の規定による通知は、長浜市に大学等と呼び込むフィールド化事業補助金不交付決定通知書(様式第6号)によるものとする。

(補助金等の申請の取下げ)

第9条 規則第9条第1項に規定する補助金等交付申請の取下げは、長浜市に大学等と呼び込むフィールド化事業補助金交付申請取下書(様式第7号)によるものとする。

(実績報告)

第10条 補助金の交付決定を受けた者は、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は決定年度の市長が別に定める日のいずれか早い日までに、規則第14条第1項に規定する補助事業等実績報告書を市長に提出しなければならない。

2 規則第14条第1項に規定する市長が別に定める書類は、次のとおりとする。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) 補助対象経費の支出等を証明する領収書等の写し

(4) 補助対象事業の実施状況が分かる写真等  
(補助金の交付)

第11条 補助金は、規則第15条第1項の規定による補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、補助事業の遂行上必要と認めるときは、規則第17条第2項の規定により、交付決定の額の10分の9を限度として、概算払により交付できるものとする。  
(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(告示の失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

別表 (第5条関係)

区分	補助対象経費
1 旅費	大学等の所在地と市との間の往復旅費（飛行機、鉄道、高速道路通行料金、バス等の公共交通機関の利用に係る経費）
2 宿泊費	市内の宿泊施設での宿泊費（飲食費を除く。）
3 活動費	市滞在期間中に発生する講師等謝礼、郵便料、通信料、保険料、会場使用料、レンタル機器、レンタル物品、レンタカー等使用料、燃料費、印刷製本費、消耗品費その他市長が認める経費